

第11回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年11月29日 (火)
午前10時 (受付開始 午前9時30分)

開催
場所

東京都港区芝浦一丁目1番1号
浜松町ビルディング3階
第1会議室

(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください)

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役3名選任の件

■ ご来場について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

■ お土産の取りやめについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

モビルス株式会社

証券コード：4370

目次

招集ご通知 P 1
株主総会参考書類 P 4
事業報告 P 8
計算書類 P 33
監査報告書 P 46

証券コード 4370
2022年11月14日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田三丁目11番6号
サンウエスト山手ビル5階
モビルス株式会社
代表取締役社長 石井智宏

第11回定時株主総会招集のご案内

拝啓 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年11月29日（火）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディング3階
第1会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第11期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役3名選任の件

以上

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://mobilus.co.jp/ir/meeting>）に掲載させていただきます。

第11回定時株主総会におけるライブ配信に関するご案内

本総会におきましては、株主の皆様の安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネット等を用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」）を導入いたしました。

参加を希望される場合は、下記事項をご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 本バーチャル株主総会とは

ご来場になれない株主様がIDとパスワードによる確認を経て、「株主専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画を視聴いただくものであります。

2. 参加の手続き

- (1) 本バーチャル株主総会へ参加される株主様は、後記「3.」に記載のID（株主番号）とパスワード（郵便番号）を後記「4.」の「株主専用ウェブサイト」で入力してください。
- (2) 本バーチャル株主総会へ参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりませんが、しいていまして、当日は議決権を行使できませんので事前に書面により議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

3. ID及びパスワード

ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載の8桁の半角数字）
パスワード 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

4. 株主専用ウェブサイト

アドレス <https://4370.ksoukai.jp>

5. 配信日時

2022年11月29日（火曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで
※2022年11月29日午前9時30分より配信ページにアクセスいただけます。

6. その他、注意事項

- (1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (3) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (4) 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2022年8月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- (5) 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、本バーチャル総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://mobilus.co.jp/news>)においてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

7. お問い合わせ先

株主総会開催当日につきましては専用のコールセンターを開設いたしますので、ご不明な点などありましたら、以下の番号までお電話をお願い申し上げます。

専用コールセンター（株式会社ブイキューブ） 03-4266-8867

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

①本店の所在地の変更

業務効率化及び今後の一層の事業拡大に対応するため、現行定款第3条に定める本店の所在地を、東京都港区に変更するものであります。

②電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入のため、次のとおり当会社の定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります(下線は変更箇所を示します)。

現 行 定 款	変 更 案
(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。	(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めているものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(電子提供措置に関する附則)</p> <p>第50条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いし い ともひろ 石井 智宏 (1973年12月28日生) [再任]	1998年4月 ソニー(株) 入社 2009年8月 さわかみ投信(株) 執行役員 就任 2011年8月 クオントムリープ(株) エグゼクティブパート ナー 就任 2014年12月 当社 代表取締役社長就任 (現任)	174,648株
	選任理由	石井智宏氏は、当社の代表取締役に就任して以来、業容拡大に寄与しております。当社の経営に関して幅広くかつ深い知見と思いを有しており、今後も当社の企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	
2	かとう けんじ 加藤 建嗣 (1977年11月26日生) [再任]	2002年4月 大和証券SMBC(株) (現 大和証券(株)) 入社 2016年9月 帝エンタープライズジャパン(株) (現 ゼンフ ーズジャパン(株)) 取締役副社長就任 2018年5月 当社 CFO就任 2018年7月 当社 執行役員CFO就任 2018年11月 当社 取締役CFO就任 (現任)	17,832株
	選任理由	加藤建嗣氏は、当社の持続的な成長と企業価値向上の推進及びコーポレート機能を中心としたグループガバナンスの更なる強化・推進を行い、当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	あだち としひさ 安達 俊久 (1952年4月5日生) [再任]	1975年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2002年5月 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ(株) 代表取締役就任 2011年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長就任 2015年12月 当社 取締役就任 (現任) 2016年2月 グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ(株) (現 GiTV(株)) 代表取締役社長就任 (現任) 2017年12月 (株)リンクバル 社外取締役就任 (現任) 2020年6月 RIZAP グループ(株) 社外取締役 監査等委員 就任	550株
	選任理由及び期待される役割の概要	安達俊久氏は、複数の企業において経営に携わるなど、経営者としての豊富な事業運営経験・見識を有しておられ、経営陣から独立した客観的立場から必要な指摘・助言をいただいております。引き続き当該見識を活かして、取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 安達俊久氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年と11か月となります。
3. 当社は安達俊久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、安達俊久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関して、法定の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定です。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合に補填されません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社が保険料を全額負担しております。

以上

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1.会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、「The Support Tech Company」として「テクノロジーでサポートを新しく。」というミッションのもと、主にコンタクトセンターに向けてSaaS (Software as a Service) と呼ばれるクラウド環境下で提供される独自ソリューションの提供と、顧客のROI (Return On Investment、投資収益率) を実現する上で不可欠なコンサルテーションサービス、データ構築サービス及びカスタマイズ開発サービスなどを含むプロフェッショナルサービスを展開しております。従来の電話を中心とした人の労力に依存したサポートにおける様々な課題を解決し、顧客サポートの現場に携わる人々の助けとなるソリューションを開発し提供しております。様々な顧客インターフェースと、様々な支援機能をつなぐことで、カスタマーサービスのオペレーションをより効率化し、高度化することで、顧客サポートの現場の人々のストレスを軽減し、喜びを感じてもらえるようなコミュニケーションプラットフォームの展開を目指しております。第4四半期累計期間における当社の経営環境としては、国内企業の人手不足感の高まりやコスト削減への圧力から、コンタクトセンターの効率化及び自動化へのニーズは引き続き高く、また今新型コロナウイルス感染症拡大を契機にリモートワークでの対応を含む非対面での顧客サポートのニーズが急速に高まっており、そのようなニーズに対応するサービスの需要が継続しております。

当事業年度の売上高については、当社の主要事業であるSaaSサービスは、コアプロダクトであるMOBI AGENT (モビエージェント) が順調にユーザー企業数を伸ばしており、金融、メーカー、サービスと業界を問わずにリーディング企業に採用をいただきました。特に、当事業年度下期においては、チャットサポートの優良先行事例の創出を目的に、既存の大企業顧客の深耕と大型案件の獲得に注力し、第4四半期会計期間に複数の大型の新規案件を獲得するに至りました。その結果として、一契約当たりの平均MRRも上昇いたしました。また、チャットサポートで個人情報を安全に受取ることができる機能「SecurePath」の2件目の導入が進みました。既存のユーザーにおいては、利用度合いが高まることにより従量課金による売上の増加がみられ、更なる運用の効率化や利用度合いの向上を目指したプロフェッショナルサービスの受注につながりました。2022年8月末時点で、当社SaaSプロダクトの契約数は272件 (前年同期比117%) となりました。プロフェッショナルサービスは、カスタマイズ案件及び有償カスタマーサクセス案件の獲得が堅調に推移しました。イノベーション

ラボサービスは、新規顧客の案件受注に伴い前年同期比で増加となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,569百万円（前年同期比27.1%増）、営業利益は181百万円（前年同期比35.3%増）、経常利益は173百万円（前年同期比18.6%増）、当期純利益は126百万円（前年同期比5.3%減）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当事業年度中において特筆すべき設備投資はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第7期 (2018年8月期)	第8期 (2019年8月期)	第9期 (2020年8月期)	第10期 (2021年8月期)	第11期 (2022年8月期) 当期
売上高 (千円)	679,793	741,094	952,657	1,235,091	1,569,664
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	103,341	△88,845	54,645	146,577	173,908
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	69,109	△103,980	74,504	133,540	126,404
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	317.02	△22.17	15.53	25.63	21.64
総資産 (千円)	1,019,345	973,023	1,644,761	1,777,583	2,649,341
純資産 (千円)	827,333	723,352	1,251,518	1,385,059	2,189,635
1株当たり純資産額 (円)	△6.89	154.25	240.18	265.80	369.39

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済普通株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済普通株式数より算出しております。
2. 2021年5月17日開催の取締役会決議に基づいて、2021年6月1日付でA種優先株式64,071株、B種優先株式61,037株、C種優先株式47,679株及びD種優先株式43,450株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ64,071株、61,037株、47,679株、43,450株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年6月1日付で消却しております。
3. 当社は、2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月1日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
4. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

①新技術への対応、開発体制の強化

当社は、最先端のAIテクノロジーに対応した新しいサービスを開発することが、事業展開上重要な要素であると認識しており、新しいテクノロジーに対応できる開発体制を構築することが経営の重要な課題であると認識しております。そのため、最新テクノロジーの把握、エンジニアスタッフの教育、R&D（研究開発）専門の組織の構築など、技術習得活動、開発活動を強化してまいります。

②認知度及びブランド力の向上

当社のSaaS商品については、導入企業から一定の評価を受けておりますが、認知度の向上及びブランド力の強化は重要な経営課題であると認識しております。顧客ニーズへの対応、サービスの強化に努める一方、営業活動、広告宣伝活動を積極的に展開し、認知度向上に取り組んでまいります。

③カスタマーサクセスの実現について

当社の主力サービスである「モビエージェント」は、コールセンター等の運営をサポートするチャットサポートシステムですが、AIの強み、人の強みを活かすことでコールセンターの対応効率の改善、スタッフのストレス軽減を行い、効率的な運営を実現することが可能です。

当社サービス導入後も継続的に利用していただくためには、当社サービスを利用することによって顧客自身に成功体験、付加価値を提供できることが重要であると考えております。そのため、組織内にカスタマーサクセス実現を目的とした担当者を設置し、全社的に実現体制の構築、取り組み方の共有を行うなどカスタマーサクセスを実現できるサービス体制構築に取り組んでまいります。

④コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社が継続的な成長を維持するためには、事業拡大だけでなく、コーポレート・ガバナンス体制の強化と内部管理体制、コンプライアンス体制を強化することが重要であると認識しております。そのため経営の公平性、透明性、健全性を確保すべく、社外取締役、監査役監査体制、内部監査、会計監査及び内部統制システムの整備等によりその強化を図ってまいります。

⑤人材の確保、育成について

当社の展開しているSaaS商品は、自社開発していることから、優秀な人材による開発体制が構築できておりますが、今後事業規模を更に拡大していくためには、優秀な人材の獲得と育成が必要であります。特に技術力のあるエンジニアについては、採用が困難であります。そのため、人事専任者を設置して採用を強化するとともに、評価制度、社内キャリアパス制度を構築することや教育研修を充実していくことで人材の育成に努め、更なる経営体制の強化に努めてまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

コンタクトセンター向けSaaSプロダクト（モビシリーズ）などのCXソリューションの提供。

(7) 主要な営業所及び工場等（2022年8月31日現在）

本社：東京都品川区

(8) 使用人の状況（2022年8月31日現在）

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
84名	12名増	39.1歳	2.7年

（注）使用人数は就業人数であります。臨時雇用者数11名は含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額（2022年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円

2.株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,843,300株
- (2) 発行済株式の総数 5,927,284株
- (3) 株主数 3,274名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ラン・ホアン	1,196,124株	20.18%
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	521,400株	8.80%
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	453,456株	7.65%
阮 明德	402,000株	6.78%
グローバル・イノベーション・ファンドⅢ	366,228株	6.18%
トランス・コスモス株式会社	366,228株	6.18%
石井 智宏	174,648株	2.94%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	97,000株	1.63%
加藤 誠悟	91,100株	1.53%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	78,200株	1.31%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(2,396株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当社は、2022年1月21日付で、次のとおり株式報酬を交付しております。

交付対象	株式数	対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,760株	2名
社外取締役	550株	1名
監査役	1,320株	3名

3.新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の数	1,200個	240個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 14,400株	当社普通株式 2,880株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 5円	1株当たり 146円
新株予約権の行使期間	2017年6月26日から 2025年6月25日まで	2018年7月23日から 2026年6月22日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>(1) 新株予約権者は、当社の普通株式が東京証券取引所その他国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場申請されるまでは、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>①法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合</p> <p>②禁固以上の刑に処せられた場合</p> <p>③新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合</p>	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。但し、当社も若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、当社の普通株式が東京証券取引所その他国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場申請された日以降においてのみ新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>①法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合</p> <p>②禁固以上の刑に処せられた場合</p> <p>③新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合</p>

名称		第2回新株予約権	第3回新株予約権
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名
	社外取締役	新株予約権の数 1,200個 目的となる株式数 14,400株 保有者 1名	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 2,880株 保有者 1名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名

名称		第4回新株予約権	第6回新株予約権
新株予約権の数		2,061個	2,928個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		当社普通株式 24,732株	当社普通株式 35,136株
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 410円	1株当たり 729円
新株予約権の行使期間		2019年10月13日から 2027年10月12日まで	2020年5月31日から 2028年5月30日まで
新株予約権の主な行使条件		<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位にななければならない。但し、当社も若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>①法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合</p> <p>②禁固以上の刑に処せられた場合</p> <p>③新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合</p>	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位にななければならない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>①法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合</p> <p>②禁固以上の刑に処せられた場合</p> <p>③新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合</p>
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,061個 目的となる株式数 24,732株 保有者 1名	新株予約権の数 2,928個 目的となる株式数 35,136株 保有者 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名

名称	第8回新株予約権	
新株予約権の数	8,500個	
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 102,000株	
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1,067円	
新株予約権の行使期間	2022年8月16日から 2029年8月15日まで	
新株予約権の主な行使条件	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>①法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合</p> <p>②禁固以上の刑に処せられた場合</p> <p>③新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合</p>	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 8,500個 目的となる株式数 102,000株 保有者 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者 一名

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力を更に高め

ることを目的として、当社の取締役及び執行役員に対して、以下の発行要項のとおり、有償にて新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の3.0%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,760個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式176,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う

場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2022年4月13日の東京証券取引所における終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）である金885円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え

るものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年12月1日から2029年10月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、2025年8月期から2027年8月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書。以下同様。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書。以下同様）から求められる調整後EBITDAが、一度でも1,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。ただし、被買収による当社の上場廃止等、本新株予約権発行日において前提とされていた事情に重大な変更が生じたと取締役会が判断した場合には、この限りではない。なお、上記における調整後EBITDAの判定に際しては、営業利益にソフトウェア償却費、減価償却費、のれんの償却費、及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当

該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ②本新株予約権は、上記3.(6)①の行使条件を満たしていることを条件に、割当日から2025年12月1日までの期間、毎月1日に、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを条件に、付与された個数のうち、42分の1の割合ずつ、計42回にわたり権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）。なお、ベスティングされる本新株予約権の数は、1個未満の端数については、これを切り捨てるものとし、2025年12月1日に、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、ベスティングされていない全ての本新株予約権がベスティングされるものとする。
- ③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、上記3.(6)②の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権についてはこの限りではない。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使については、上記3.(6)②の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権の個数のみ、認めるものとする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022年5月13日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年5月13日

9. 申込期日

2022年5月12日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 2名 880個

当社執行役員 2名 880個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年8月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井智宏	—
取締役	加藤建嗣	CFO
取締役	安達俊久	GiTV株式会社 代表取締役社長 株式会社リンクバル 社外取締役
常勤監査役	成田芳生	—
監査役	高松明	—
監査役	吉永健児	日本スーパーマップ株式会社 社外監査役 株式会社Piezo Studio 社外監査役

- (注) 1. 取締役安達俊久氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 2. 取締役安達俊久氏は、2022年6月24日付けでRIZAPグループ株式会社の社外取締役監査等委員を退任しました。
 3. 常勤監査役成田芳生、監査役高松明及び吉永健児の各氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 4. 監査役高松明氏は、2022年6月8日付けで大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社の社外監査役を退任しました。
 5. 監査役吉永健児氏は、2021年12月22日付けでサイバーレーザー株式会社の社外監査役及び2022年6月24日付けで株式会社クリーンベンチャー21の社外監査役を退任しました。
 6. 監査役成田芳生氏は、主に長年の銀行勤務や上場会社の総務部長、監査室長等幅広い業務を通じて培ってきた豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社における全ての取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針に関する事項

当社の持続的成長及び企業価値向上の実現を図るため、2021年10月26日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

イ 基本方針

当社の取締役（社外取締役含む。）の報酬額は、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じた固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。

ロ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役含む。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役含む。）の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を採用します。

その内容は事前交付型の譲渡制限付株式とし、毎年取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬として株主総会で承認された範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役が、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。また、当該譲渡制限付株式の給付期日から取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれも退任（ただし、退任と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除きます。）する日までの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

なお、各取締役に対する譲渡制限付株式報酬（その付与のための金銭報酬債権）の額は、当社における各取締役の職責（当社への経営責任・貢献度等）等を総合的に勘案の上、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が決定するものといたします。

二 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）の支給割合は、取締役が中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となることを方針としております。

ホ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）及び譲渡制限付株式報酬の額を決定することであります。

これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長が当社の属する業界に携わってきた経験から、当社の経営内容、取締役の責任・貢献度等を俯瞰して把握しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の報酬金額に関する決定書を社外役員が閲覧する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の総額は、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において年

額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議しております。また、当該金銭報酬の内枠で、当該定時株主総会において、株式報酬の総額を年額45,000千円以内（うち社外取締役分は年額9,000千円以内）、株式数の上限を年30,000株以内（うち社外取締役分は6,000株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の総額は、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。また、当該金銭報酬の内枠で、当該定時株主総会において、株式報酬の総額を年額6,000千円以内、株式数の上限を年4,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役及び監査役の報酬等の額

区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	3 (1)	37,491 (2,996)	33,900 (2,400)	－ (－)	3,591 (596)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,102 (10,102)	8,670 (8,670)	－ (－)	1,432 (1,432)
合計 (うち社外役員)	6 (4)	47,594 (13,098)	42,570 (11,070)	－ (－)	5,023 (2,028)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議（当該決議時の取締役の員数は3名、うち社外取締役は1名）されており、当該株主総会後の取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長石井智宏氏が、取締役3名（うち社外取締役1名）の個人別の報酬額を決定しております。なお、当事業年度における変更はありません。また、個人別の報酬額の決定権限を委任した理由は、代表取締役社長石井が当社の属する業界に携わってきた経験から、当社の経営内容、取締役の責任・貢献度等を俯瞰して把握しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の報酬金額に関する決定書を社外役員が閲覧する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議（当該決議時の監査役の員数は3名）されており、当該株主総会後に監査役の協議に一任し、監査役3名の個人別の報酬額を決定しております。なお、当事業年度における変更はありません。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、譲渡制限付株式であります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

取締役安達俊久氏の「取締役及び監査役の氏名等」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

監査役高松明氏及び吉永健児氏の「取締役及び監査役の氏名等」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	安達 俊久	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回出席し、主にベンチャーキャピタル及び代表取締役として培ってきたベンチャー企業に対する深い知見及び経営者としての豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の経営体制の強化への助言を行いました。
社外監査役	成田 芳生	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、監査役会には、15回中15回出席し、主に上場会社の総務部長、監査室長等幅広い業務を通じて培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。
社外監査役	高松 明	当事業年度に開催された取締役会には、15回中14回、監査役会には、15回中14回出席し、主に公的機関である中央銀行、金融商品取引所及び上場企業の役員として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。
社外監査役	吉永 健児	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、監査役会には、15回中15回出席し、主にベンチャーキャピタル及び複数の企業の社外監査役として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行い当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。

(6) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役安達俊久氏は、長年に渡るベンチャーキャピタル及び代表取締役としての経験に基づき、ベンチャー企業に対する深い知見を有していることから、その経営者としての豊富な経験と独立した立場からの助言や実効性ある監督機能が期待されました。当事業年度において同氏は、取締役会において中長期的視点に基づいた重要な助言や、ベンチャー企業が上場会社に成長を遂げるために必要な事業運営に関する助言を積極的に行い、また、適宜疑問点を質問し明らかにするなど、経営の効率性と公正性の確保に寄与しており、その期待される役割を十分に果たしました。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が、会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額として妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システム基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査を実施しております。監査役会、会計監査人と連携し、監査の実効性を確保しております。

その概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、ミッションとして掲げた『テクノロジーでサポートを新しく。』の実現のために、全役員及び従業員が法令及び定款を遵守しながら事業を遂行してまいります。
 - (2) 当社は、法令遵守が事業を継続する上での最優先事項であると位置づけ、「コンプライアンス規程」その他法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内諸規程を整備し、適宜見直し、社内研修等を通じた周知により、役員及び従業員にその実行を義務付けます。
 - (3) 当社は、外部機関、コーポレートディビジョン内に設ける内部通報対応事務局及び監査役を通報窓口とする内部通報制度を制定しており、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令遵守を旨とする当社の健全な経営に資するよう体制を整備しております。
 - (4) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
 - (5) 代表取締役社長は内部監査責任者を指名し、当該内部監査責任者は「内部監査規程」に則り監査を実施し、当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を代表取締役社長に報告します。
 - (6) 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を定め、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、これを運用します。また、社長が指名する評価担当者は、これら内部統制の整備及び運用の状況を毎期評価し、不備の有無の確認と必要な改善を行ってまいります。
 - (7) 当社は市民社会の秩序を乱し脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに臨みます。また、反社会的勢力対応規程類の制定、社外の専門機関とも連携して、全ての役員及び従業員が反社会的勢力の排除に向けた行動を徹底いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行や意思決定に係る議事録、稟議書その他の情報や記録は、電磁的記録も含め、法令及び当社が定める「文書管理規程」、「情報管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を適正に行い、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を整備し、当社事業に関連する顕在化リスク及び潜在的なリスクへ対応します。
- (2) 把握されたリスク情報は毎月開催する経営会議における部門責任者の報告を通じて社内でも共有され、対応の検討を行います。また、重要なリスクについては取締役会において協議し、適時に実効性のある対策を講じます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程に基づき毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、経営上重要となる意思決定を迅速に行います。
- (2) 取締役及び各部門の責任者である執行役員が出席する経営会議を毎月開催して、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。
- (3) 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を整備し、適切な職務権限の付与と明確に区分した業務分掌により業務を効率的に執行します。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該要請に対して監査役とコーポレートディビジョン長が協議の上、適切な人材を配します。
- (2) 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役及び所属上長から独立性を有するものとして扱います。会社が行う人事考課及び人事異動、あるいは懲戒処分に処する際は、事前に監査役とも協議し、必要な場合には監査役から同意を得るものとします。
- (3) 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務を他の業務よりも優先して取り組むこととします。また、業務の性質上必要と認められる場合には、取締役等に対して当該指示やその具体的内容に関する説明を拒むことができるものとします。

6. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び従業員は、随時その職務の執行状況や監査役の方を求めた事項について報告を行います。また、取締役及び従業員による法令違反や会社に著しい損害を及ぼす事実、又はそのおそれがある状況を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしています。
 - (2) 監査役に対する通報については、直接対面して行うほか、いつでも通報や相談ができる専用のメールアドレスを用意しております。なお、監査役への通報の内容については、事務局等の関係機関で行う事実確認、調査及び対応結果の連絡、その他当社のコンプライアンス強化・徹底の目的の範囲内で利用し、通報者本人の同意がない限り、社内外を問わず一切共有公開しないこととし、当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としています。
 - (3) 監査役は、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員と定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取り組み状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、意思疎通を図るものとします。
 - (4) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
7. 監査役の方務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役又は監査役会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払いや事後の精算等により当社に請求した際には、当該費用又は債務が職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、速やかにこれを受理し、当該費用又は債務を会社が支払うものとします。
8. 監査役の方査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会では、年間の監査計画を策定して監査項目や各監査役の方割分担を明確にし、監査の実効性と効率性を確保します。また、毎月及び必要に応じて監査役会を臨時に開催し、決議すべき事項の決定のほか、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行い、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性の向上を図ります。
 - (2) 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対する意見を述べ、必要な勧告を行うほか、取締役の方務執行の報告を受け、適宜質問を行います。

- (3) 監査役は自ら当社各部門の業務状況について日常的に確認します。また、内部監査担当者や監査法人と必要な意見交換を適宜行い、三者が連携することにより効果的な監査を実施します。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築します。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫くことを基本方針とし、対応部門を定め、警察等の関連外部機関と連携して対応してまいります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役会は、常勤の取締役2名と非常勤取締役1名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することになっております。
取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。
当事業年度におきましては、取締役会を15回開催しております。
2. 監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回定期的に開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び戦略決定会議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。
当事業年度におきましては、監査役会を15回開催しております。

3. 当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命する内部監査担当者2名が、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。
4. 当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、全社組織や業務に係る各種種程を整備しております。その上で、社内規程やマニュアルに沿った適正な運用を行っており、内部牽制が組織全体にわたって機能しております。経営を取り巻く各種リスクについては、リスクコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を中心として、各部門責任者がリスクの洗い出しからリスク対策のモニタリングまで行っており、特に重要なリスク管理は取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。当事業年度におきましては、リスクコンプライアンス委員会を半期毎に2回開催しております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,031,312	流動負債	459,705
現金及び預金	1,632,479	買掛金	32,253
売掛金	302,142	1年内返済予定の長期借入金	100,000
仕掛品	31,294	未払金	101,237
貯蔵品	118	未払費用	7,683
前払費用	42,492	未払法人税等	73,268
その他	22,785	契約負債	66,004
		預り金	10,299
固定資産	613,403	賞与引当金	35,830
有形固定資産	18,119	未払消費税等	26,629
建物附属設備	15,274	資産除去債務	6,500
工具器具備品	29,562		
減価償却累計額	△26,717		
無形固定資産	545,466	負債合計	459,705
ソフトウェア	544,940	(純資産の部)	
商標権	526	株主資本	2,188,579
投資その他の資産	49,817	資本金	428,573
投資有価証券	940	資本剰余金	1,394,740
敷金	38,518	資本準備金	980,272
長期前払費用	1,429	その他資本剰余金	414,468
繰延税金資産	7,857	利益剰余金	365,296
その他	1,071	その他利益剰余金	365,296
繰延資産	4,625	特別償却準備金	34,661
株式交付費	4,625	繰越利益剰余金	330,635
		自己株式	△31
資産合計	2,649,341	新株予約権	1,056
		純資産合計	2,189,635
		負債・純資産合計	2,649,341

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,569,664
売 上 原 価		674,523
売 上 総 利 益		895,141
販売費及び一般管理費		713,521
営 業 利 益		181,619
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
雑 収 入	116	132
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,174	
為 替 差 損	1,551	
株 式 交 付 費 償 却	2,466	
雑 損 失	2,651	7,844
経 常 利 益		173,908
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	876	876
税 引 前 当 期 純 利 益		173,032
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		58,132
法 人 税 等 調 整 額		△11,504
当 期 純 利 益		126,404

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2021年9月1日残高	90,000	641,698	414,468	1,056,166
事業年度中の変動額				
新株の発行	309,237	309,237		309,237
新株の発行（新株予約権の行使）	16,706	16,706		16,706
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	12,629	12,629		12,629
特別償却準備金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	338,573	338,573	－	338,573
2022年8月31日残高	428,573	980,272	414,468	1,394,740

	株主資本					新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金					
2021年9月1日残高	45,630	193,262	238,892	－	1,385,059	－	1,385,059
事業年度中の変動額							
新株の発行					618,475		618,475
新株の発行（新株予約権の行使）					33,412		33,412
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）					25,258		25,258
特別償却準備金の取崩	△10,968	10,968	－		－		－
当期純利益		126,404	126,404		126,404		126,404
自己株式の取得				△31	△31		△31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－	1,056	1,056
事業年度中の変動額合計	△10,968	137,373	126,404	△31	803,520	1,056	804,576
2022年8月31日残高	34,661	330,635	365,296	△31	2,188,579	1,056	2,189,635

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年
4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～50年

工具器具備品 4～10年

無形固定資産…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づ
いております。

(3) 繰延資産の処理方法

株 式 交 付 費……………新株の発行にかかわる費用を株式交付費（繰延資産）として計
上し、定額法により3年で償却しております。

(4) 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計
上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は「The Support Tech Company」として「テクノロジーでサポートを新しく。」と
いうミッションのもと、主にコンタクトセンターに向けてSaaS（Software as a Service）
と呼ばれるクラウド環境下で提供される独自ソリューションの提供、顧客のROI（Return On
Investment、投資収益率）を実現する上で不可欠なコンサルテーションサービス、データ構
築サービス及びカスタマイズ開発サービスなどを含むプロフェッショナルサービス、そして受
託開発であるイノベーションラボサービスを展開しております。これらから発生した収益に係
る計上基準は次のとおりであります。

SaaSサービスについては、各種システムのサービス提供を履行義務として認識しており、当

該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

プロフェッショナルサービス及びイノベーションラボサービスについては、ソフトウェア等の開発を履行義務として認識しており、完全に履行義務を充足する時点で収益を認識しております。なお、契約における取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェア開発については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識会計基準適用指針」という。）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に係る注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありませんが、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示しております。

また、新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額がないため、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	18,119千円
無形固定資産	545,466千円
合計	563,586千円

(2) その他の情報

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の要否を検討しております。当社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、資産のグルーピングを行い、収益性が低下した資産グループについては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することになります。

当事業年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。

その際に使用した将来事業計画は、主要な仮定に該当し、販売戦略を考慮して見積られた将来の売上予測に基づいております。当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する減損損失の金額に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,927,284株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 2,396株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式 345,732株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業株式であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に投資先企業の財務諸表等を把握し、適正に評価の見直しを行うとともに投資価値の回収に努めております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。1年内返済予定の長期借入金は、事業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後11ヶ月であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレートディビジョンが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b.市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、管理部門において定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレートディビジョンが適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注)2.参照)。

区分	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	38,518	38,518	－
資産計	38,518	38,518	－
1年内返済予定の長期借入金	100,000	99,998	△2
負債計	100,000	99,998	△2

(注)1.現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。
2.市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	940

3.金銭債権及び敷金の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,632,479	－	－	－
売掛金	302,142	－	－	－
敷金	－	38,518	－	－
合計	1,934,621	38,518	－	－

4.長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)
長期借入金	100,000	－	－	－
合計	100,000	－	－	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時間算定に係るインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上しない金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	38,518	—	38,518
資産計	—	38,518	—	38,518
1年内返済予定の長期借入金	—	99,998	—	99,998
負債計	—	99,998	—	99,998

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金は、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国際の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を元に割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (千円)
一時点で移転される財又はサービス	774,878
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	794,786
合計	1,569,664

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高

	当事業年度期首 (千円)	当事業年度末 (千円)
顧客との契約から生じた債権	173,647	302,837
契約負債	—	66,004

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

②履行義務の充足期間

(単位：千円)

自 2022年9月1日 至 2023年8月31日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日
66,004	—

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	2,175千円
賞与引当金	10,971千円
未払事業税	7,633千円
その他	6,349千円
繰延税金資産小計	27,129千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,973千円
評価性引当額小計	△3,973千円
繰延税金資産合計	23,155千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	15,298千円
繰延税金負債合計	15,298千円
繰延税金資産の純額	7,857千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
住民税均等割	1.32%
評価性引当額の増減	△0.29%
税額控除	△6.21%
その他	1.51%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.95%

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	369円39銭
1株当たり当期純利益	21円64銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬としての新株発行)

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行を行うことについて、以下のとおり決議いたしました。

(1) 発行の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、譲渡制限付株式を付与することとし、本日開催の取締役会において、対象従業員74名に対し、対象従業員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭債権合計10,775,850円の現物出資と引換えに当社の普通株式18,050株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。これは、対象従業員1名につき、最低160株の本割当株式を付与するものです。

また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、対象従業員に割り当てる譲渡制限付株式の譲渡制限期間を約2年間と設定いたしました。なお、譲渡制限付株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てます。

(2) 発行の概要

①払込期日：2022年11月11日

②発行する株式の種類及び数：当社普通株式 18,050株

③発行価額：1株につき597円

④発行総額：10,775,850円

⑤資本組入額：1株につき298.5円

⑥資本組入額の総額：5,387,925円

⑦株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数：
従業員74名 18,050株

⑧譲渡制限期間：

2022年11月11日（払込期日）から2024年10月3日まで

⑨その他：本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の概要

①譲渡制限期間

対象従業員は、2022年11月11日（払込期日）から2024年10月3日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない

②譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が

正当と認める理由により当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を23で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（ただし、死亡により上記のいずれの地位も喪失したときは、本割当株式の全部）につき、譲渡制限を解除する。

③当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

⑤組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を23で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

13. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、現時点では当社の事業活動が大幅に制限を受ける可能性は低く、収束時期等の予測は困難であるものの、当社の業績への影響は限定的であるものと考えております。

当社は、当該仮定を固定資産の減損等の会計上の見積りに反映しております。

なお、当社は、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多いため、上記と異なる状況が生じた場合には、将来における当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

モビルス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 勝彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩崎 亮一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モビルス株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PWC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月26日

モビルス株式会社 監査役会

常勤監査役 成田 芳生 ㊟

監査役 高松 明 ㊟

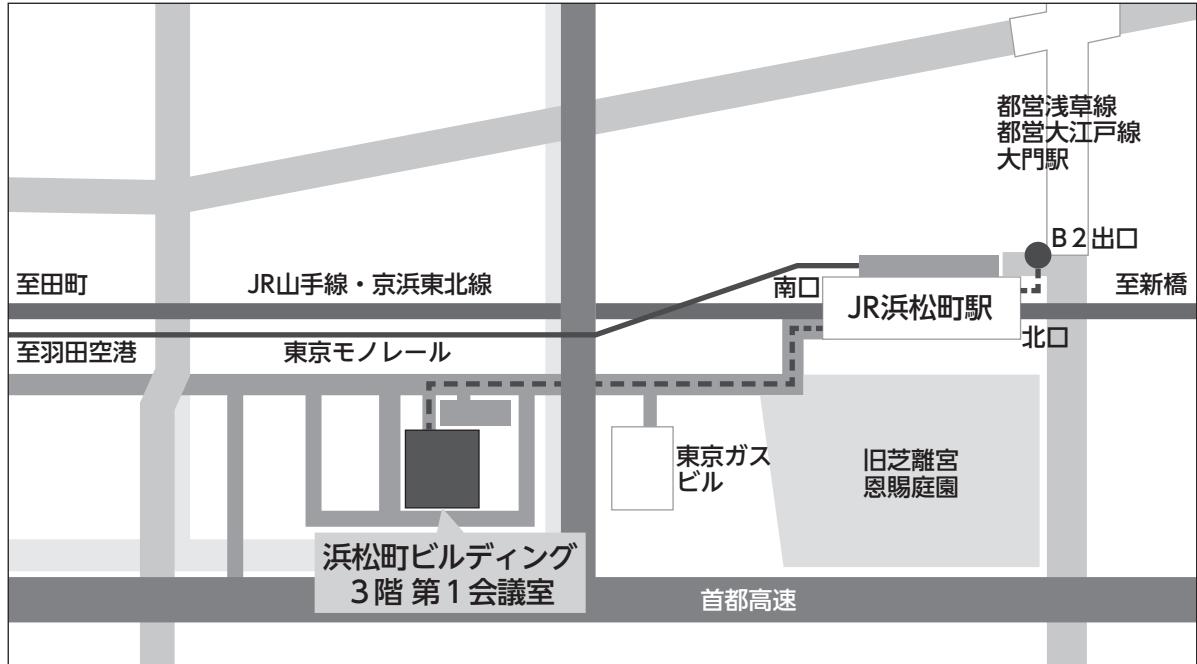
監査役 吉永 健兒 ㊟

(注) 監査役成田芳生、高松明及び吉永健兒は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第11回定時株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都港区芝浦一丁目1番1号
浜松町ビルディング3階 第1会議室



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

【最寄駅】 JR山手線・京浜東北線 「浜松町」駅 南口より 徒歩約5分
都営地下鉄 大江戸線・浅草線 「大門」駅 B2番出口より 徒歩約12分